

～今こそ上越泊まっトク?♪～
上越市宿泊割引キャンペーン

今こそ上越  
泊まっトク?♪

取扱いマニュアル

令和4年3月17日

Ver3

※P4-(2)、P18、新潟県民割りとの併用を改訂

※令和4年3月17日改定部分は網掛で表記

事務局:公益社団法人上越観光コンベンション協会

住 所:〒943-0171

上越市藤野新田175-1

(上越観光物産センター内)

電 話:025-543-2777

メール :jtca-tomatoku@joetsu.ne.jp

申請書様式等ダウンロード用ホームページ

https://joetsukankonavi.jp/tomatoku_description/

目次

1	～今こそ上越泊まっトク？♪～	
	上越市宿泊割引キャンペーン	3
(1)	事業目的・参画条件	3
(2)	割引対象期間	4
(3)	宿泊目的、宿泊者の目的地	4
(4)	制度概要	4
(5)	割引例、割引不可例	5
(6)	国や県が実施するキャンペーンとの併用について	6
(7)	割引の対象となる宿泊プラン	9
2	キャンペーンへの参画登録	10
(1)	参画登録申請	10
(2)	参画事業者への割当金	11
3	新型コロナウイルス感染症対策に関する事項	12
(1)	チェックイン時の対応	12
(2)	宿泊者滞在時の対応	12
(3)	その他	12
4	利用実績報告・支払い	13
(1)	中間実績報告及び最終実績報告	13
(2)	事務局からの支払い	13
(3)	必要書類	13
(4)	事業完了	16
(5)	登録申請、実績報告等の手続き代行	16
5	当キャンペーンの周知	17
6	留意事項	18

1 ～今こそ上越泊まっつく？♪～上越市宿泊割引キャンペーン

(1) 事業目的・参画条件

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的なダメージを特に受けている市内の宿泊施設への誘客促進と地域経済の活性化を図るため、宿泊需要喚起キャンペーンを実施します。当キャンペーン参画宿泊事業者には、宿泊施設の定員規模に応じて割引相当額分の割当金を支払います。

※当事業は、公益社団法人上越観光コンベンション協会が上越市からの交付金を活用して実施する事業で、国や県が実施するキャンペーンではありません。

【本事業への参画事業者】

上越市において、旅館業法第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項又は同条第3項の営業を行う者及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして同法第2条第3項の営業を行う者であり、以下のいずれにも該当しない者のうち、参画登録書を提出した者

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主又は法人
- (2) 上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）第2条第1項第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人

【本事業への参画条件】

- 本紙に示す事業内容等に同意できること
- 本紙に示す手順により、原則、データによるメール送信で、利用実績の報告事務を行うこと（メールアドレスがない場合は作成をすること）
- 本紙に示す「新型コロナウイルス感染症対策に関する事項」の取組を実践すること
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、県の特別警報等が発出された場合、本事業を一時休止とする可能性もあることに同意できること

(2) 宿泊対象期間

令和4年3月11日（金）宿泊分～令和4年8月31日（水）宿泊分

※新規の予約は令和4年3月9日（水）0時以降に受け付けたものが対象となります。

※事前登録期間後（1月8日以降）に参画登録申請書を提出した場合は、登録完了通知書に記載されている「（5）割引適用開始日」からの宿泊が割引対象になります。

※すでに予約が入っている場合の割引適用も可能ですが、その場合のお客様への連絡や割当金残金管理については、各自で遺漏なく対応くださるようお願いいたします。

ただし、新規予約の一時停止期間中であった令和4年1月21日～令和4年3月8日の予約は対象外となります。

※ただし、今後、取扱いが変更になる場合もあります。

(3) 宿泊目的、宿泊者の出発地

○観光、ビジネスなどの宿泊目的や、宿泊者の居住地域は問いません。

○新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部地域からの受け入れが困難な場合は事務局へご相談ください。

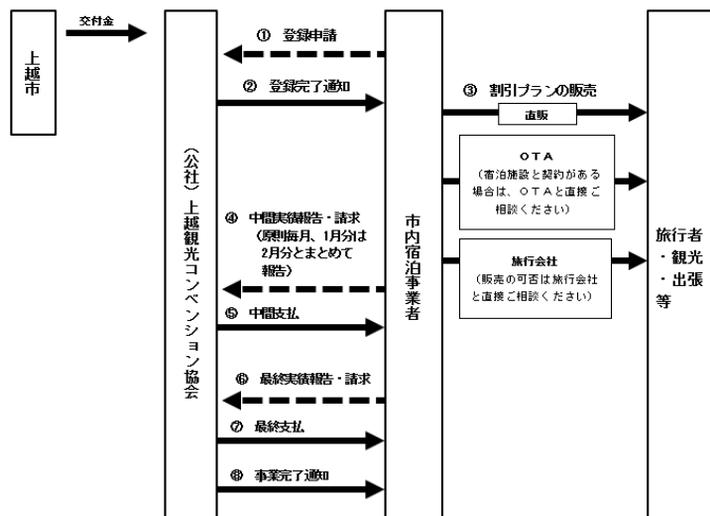
(4) 制度概要

【制度概要】

○1人1泊あたり、税込3,000円以上の宿泊プランが対象となります。国又は県の割引制度と併用する際は、国又は県の割引適用後、税込3,000円以上のプランが対象となります。

○宿泊プランの代金が税込み3,000円以上9,999円以下の場合は、代金の50%（100円未満切り捨て）を割り引き、税込10,000円以上の場合は、5,000円を割り引きます。

※昨年実施した「上越市泊まって応援キャンペーン」（令和2年6月～翌年3月）のように、割引上限額の範囲内で割引額を自由に設定できませんので、ご注意ください。



(5) 割引例、割引不可例

【割引例】

(例1) 1泊2日で大人1人あたり、
税込7,000円の場合



(例2) 1泊2日で大人1人あたり
税込14,000円の場合



(例3) 1泊2日で大人1人あたり、
税込6,980円の場合



【割引不可の例】

(例1) 1泊2日で大人1人あたり、
税込3,000円未満の場合

(例2) 日帰りプランの場合

(例3) 割引額を変更する場合
(例：6,980円)



(6) 国や県が実施するキャンペーンとの併用について

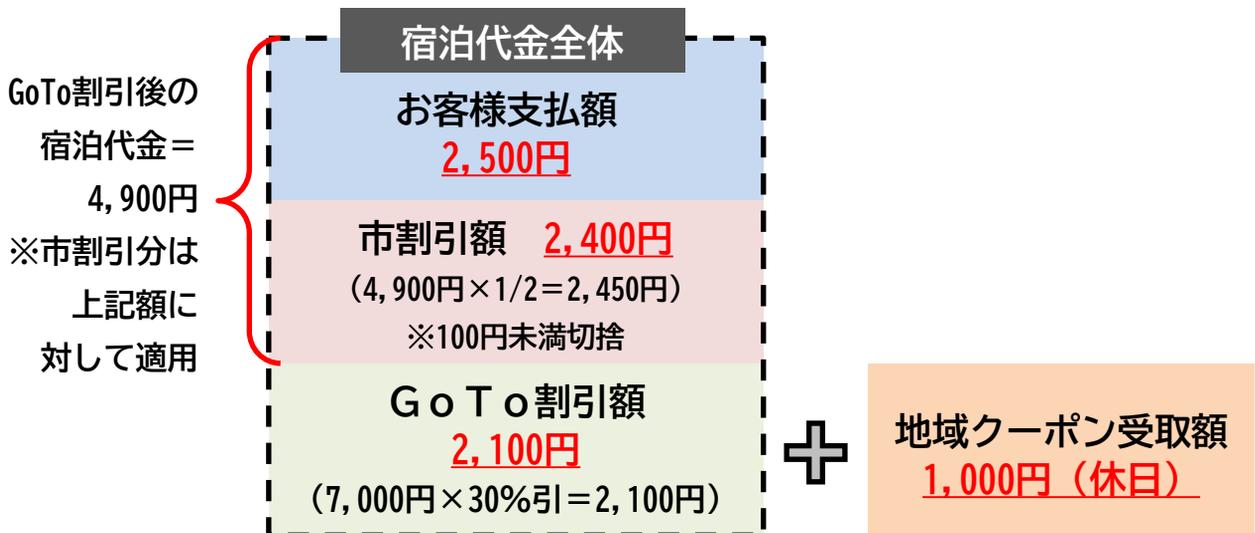
○国や県が実施するキャンペーンが、市町村の実施する宿泊キャンペーンとの併用を認める場合のみ、そのルールに則って併用可能です。

○ただし、その場合は、通常の税込宿泊代金に対して、「①国・県の割引」→「②市の割引」という順番に限り、併用可能です。

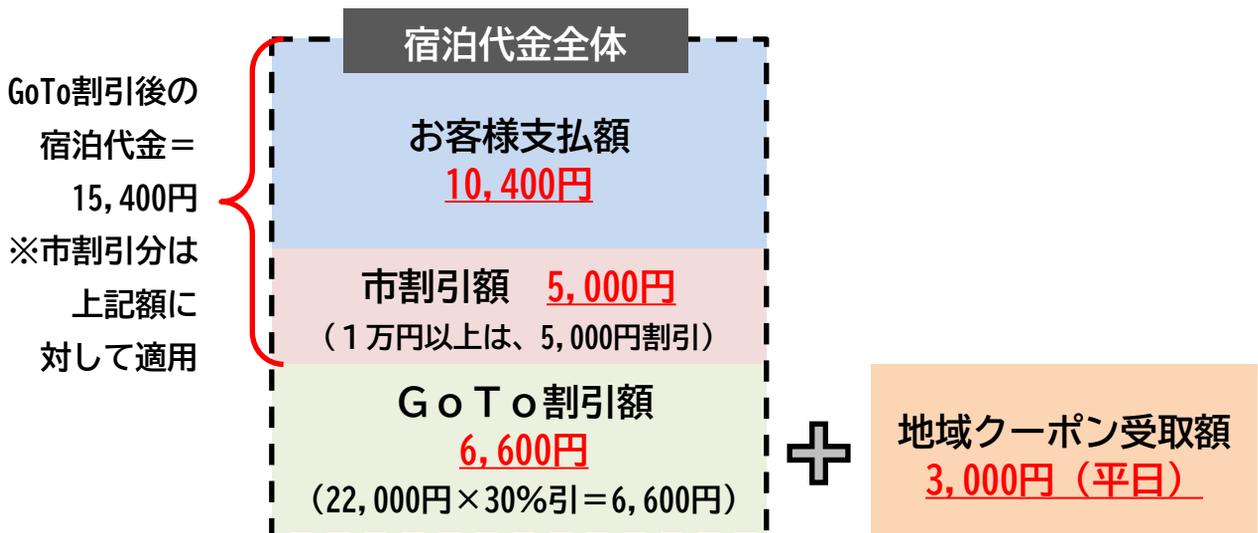
○11月19日に観光庁より発表された「今後の観光需要喚起策」により、国等の宿泊キャンペーンの制度や、併用に関する運用が今後変更となる場合もあります。その場合は事務局より改めてお知らせすることがあります。

【併用可能例】 ※R3. 11. 19に観光庁が公表したGoToトラベル事業の概要を参考

(例1) 1泊2日で大人1人あたり、税込7,000円の宿泊プランを
GoToトラベルと市割引の併用プランとして販売する場合



(例2) 1泊2日で大人1人あたり、税込22,000円の宿泊プランを
GoToトラベルと市割引の併用プランとして販売する場合



【併用不可の場合】

○次のケースに該当する場合は併用不可とし、国・県又は市の割引分のいずれかを適用します。

- ① 「国の割引」 → 「県の割引」 → 「市の割引」と3つの併用（例示なし）
- ② 「市の割引」 → 「国・県の割引」の順番の併用（例示あり）
- ③ 併用後のお客様の支払額が地域クーポン券の受取額を下回る場合（例示あり）
- ④ 国・県の割引後の宿泊代金が税込3,000円未満になる場合（例示あり）

※運用に誤りがあった場合の割引額は、各事業者の負担となります。併用の際はルールの順守をお願いいたします。

<②のケース> 併用の順番が逆のため、不可

1泊2日で大人1人あたり、税込9,800円の宿泊プランをGoToトラベルと市割引の併用プランとして販売する場合

宿泊代金全体	
お客様支払額	3,430円
GoTo割引額 (4,900円×30%引=1,470円)	1,470円
市割引額 (9,800円×1/2=4,900円)	4,900円

👉 ポイント

まずは、国・県キャンペーン分を割り引いたのちに、市割引分を割り引いてください。

割り引く順番に要注意！

正しくすると・・・

宿泊代金全体	
お客様支払額	3,460円
市割引額 (6,860円×1/2=3,430円) ※100円未満切捨	3,400円
GoTo割引額 (9,800円×30%引=2,940円)	2,940円

GoTo割引後の宿泊代金＝6,860円

※市割引分は上記額に対して適用

地域クーポン受取額
3,000円（平日）

<③のケース> お客様支払額よりクーポン金額の方が多いため、不可

1泊2日で大人1人あたり、税込7,000円の宿泊プランを
GoToトラベルと市割引の併用プランとして販売する場合

GoTo割引後の
宿泊代金 =
4,900円
※市割引分は
上記額に
対して適用



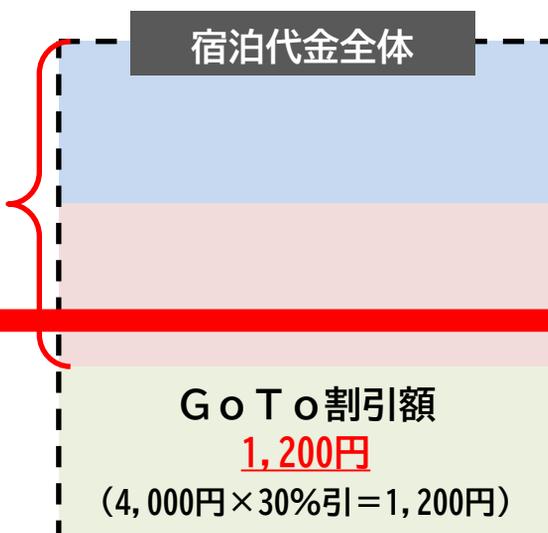
ポイント
お客様が500円得
している状態に
なっているので、
併用できません。
クーポン券の額
面に要注意!



<④のケース> GoTo割引後の宿泊代金が3,000円未満のため、不可

1泊2日で大人1人あたり、税込4,000円の宿泊プランを
GoToトラベルと市割引の併用プランとして販売する場合

GoTo割引後の
宿泊代金 =
2,800円
※市割引分は
上記額に
対して適用



ポイント
GoTo割引後の宿
泊代金に対して、
市割引が適用され
ます。
割引後の代金が
3,000円未満になっ
ていないかどうか
に要注意!



(7) 割引の対象となる宿泊プラン

○1人1泊あたりの宿泊料金（税込）

○上記宿泊料金+ α のセットプラン※

※セットプランの定義

・宿泊者の予約時に確定している、宿泊料金+ α がセットになったプラン料金

○+ α にあてはまるもの、あてはまらないものは以下のとおりです。

+ α の部分	対象
予約時に確定している飲み物付き(ビール1本付き、飲み放題付き等)	○
朝食、昼食、夕食付	○
お土産付き(地元のお酒付き、地元銘菓付き等)	○
入場券付き(換金性が低く、かつ払い戻しができないもの)	○
予約時に確定しているエステ・マッサージ付き	○
体験アクティビティ付き(レンタサイクル、ゴルフ、スキー場利用等)	○
当日の追加料理・飲み物	×
金券類(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、クオカード、旅行券、宿泊券、ギフト券、ガソリン券、切手等) ※その他の場合は、適宜事務局まで相談してください	×
施設原資のポイント、マイレージ等	×
その他転売や払い戻しにより換金することが容易なもの(換金性の高いもの)	×

★留意点

※入湯税、サービス料もプランの中に含まれていれば割引対象となるが、当日に別途支払いになる場合は、割引対象外です。

※当日に追加発生したもの(例：追加飲食代等)は対象外です。

※宿泊施設が宿泊サービスと交通サービスを含むセットプラン(切符往復分付き宿泊プラン、タクシー送迎分付き宿泊プラン等)を販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要になりますので、ご注意ください。

※要件を満たしていれば、現地での支払い、事前決済のいずれも対象となります。

2 キャンペーンへの参画登録

(1) 参画登録申請

【申請様式】

○様式第1号-1「参画登録申請書」と様式第1号-2「新型コロナウイルス感染症対策報告シート」をメール又は郵送で提出してください。

○様式等は、下記ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードHP：https://joetsukankonavi.jp/tomatoku_description/

○キャンペーン特設ホームページに掲載用写真を3枚程度（外観、内観、お料理お風呂などのおすすめの1枚）をご用意いただき、申請時にメールに添付してください。

※HPに掲載する画像がわかるように、一文を添えて提出してください。

※電話や窓口での申込はできません。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類はメール又は郵送で提出してください。

※様式第1号-2に記載されている取組は、新潟県が公表している「事業者による感染防止対策の『見える化』を後押しします」ホームページに12月15日時点で掲載されている取組を掲載しています。

県HP：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikishinko/pictogram.html>

【申請期間】

事前登録期間：令和3年12月17日（金）～令和4年1月7日（金）

※割当金分の総額が全体予算額に達したときは、予告なく登録受付を早期終了する場合もありますので、参画希望の場合は早めに登録をお願いします。

※令和4年1月8日（土）以降も随時登録を受け付けていますが、キャンペーンの告知スタート時の特設ホームページに紹介する参画施設は、事前登録期間内に事務局へ申し込みをした施設とさせていただきます。

※事前登録期間後に登録された事業者は、随時特設ホームページ等に掲載していきますので、ご了承ください。

★申請書提出先

公益社団法人上越観光コンベンション協会 宿泊キャンペーン担当

メール：jtca-tomatoku@joetsu.ne.jp

郵送先：〒943-0171

上越市藤野新田175-1（上越観光物産センター内）

受付時間：午前8時30分～午後5時30分

（月曜日は定休。月曜日が祝日の場合は翌日が休み）

(2) 参画事業者への割当金

宿泊施設の定員の規模区分に応じて、上限額（3区分）を設定します。

区分	宿泊定員	割当金額上限額
1	定員30人未満	50万円
2	定員30人以上50人未満	85万円
3	定員50人以上	160万円

※割当金額の残額については適切に進捗管理を実施いただくようお願いします。

※割当金上限額を超えて割り引いた分については、各事業者の負担となります。

(3) 登録完了

- 参画登録申請書到着後、事務局で内容を精査し、適正な内容であると確認できたときは、登録完了通知書を送付します。
- 登録完了通知書に記載されている「事業者登録No」は、施設ごとに割り振っているもので、今後の実績報告様式などに記載してください。
- 事前登録期間後（1月8日以降）に参画登録申請書を提出した場合は、登録完了通知書に記載されている「（5）割引適用開始日」からの宿泊が割引対象になります。遡って適用することはできませんので、ご注意ください。

(4) ロゴの使用

- ロゴマークの使用に際しては、以下の禁止事項を除き、当キャンペーン事業に関する取組に使用する（自社ホームページ等での掲載、報道機関の紙面等での掲載等）ものであれば、事務局の承認は必要ありません。ただし、必要に応じて、資料提出や使用内容の報告を求める場合があります。
- 禁止事項（以下の場合は、ロゴマークの画像データを速やかに破棄してください）
 - ・使用内容が、当キャンペーンの趣旨と著しく異なるとき
 - ・使用者が当キャンペーンの信用を傷つける行為を行ったとき
 - ・使用者がロゴマークを使用した取組について、安全上及び衛生上適切な措置を講じなかったとき
 - ・公序良俗に反するとき
- ロゴダウンロード先のURL：https://joetsukankonavi.jp/tomatoku_description/

3 新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

当事業の参画にあたり、関係する「感染拡大予防ガイドライン」を遵守するほか、次の内容を宿泊者に必ず守っていただき、安全・安心な対応をお願いします。

また、様式第1号-2で報告いただいた取組のピクトグラムを施設内に掲示くださるよう協力をお願いします。

※ピクトグラムのポスター掲示については、県ホームページで確認してください。

県HP：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiiikishinko/pictogram.html>

(1) チェックイン時の対応

- 直接の対面を避けるなど、感染予防策を講じた上で宿泊者全員に本人確認を実施。
- 旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め保健所の指示を仰ぎ、適切な対応をとること。

(2) 宿泊者滞在時の対応

- 宿泊施設でのカラオケの利用は少人数でマスク着用を徹底すること。
- 食事は少人数・短時間とし、飲食時以外はマスクを着用すること。
- 上記のほか、観光庁が定めた「新しい旅のエチケット」を遵守すること。
- 浴場や飲食施設等の共用施設の利用について、人数制限や時間制限などを設け、3密対策を徹底すること。
- ビュッフェ方式において、食事の個別提供、従業員による取り分け、もしくは個別のお客様専用トングや箸等を用意し共用を避けるなど料理の提供方法を工夫し、また、座席の間隔を離すなど、食事の際の3密対策を徹底すること。
- 客室、エレベーターなどの共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。

(3) その他

- 「感染症対策」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- 宿泊の予約・購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、宿泊者が遵守すべき事項を周知徹底すること。

4 利用実績報告・支払い

(1) 中間実績報告及び最終実績報告

○参画事業者はキャンペーン期間中のうち、各月1日から末日までの実績について、翌月7日（消印有効）までに実績報告をすることとし、必要書類を事務局まで提出してください。（全ての月で実績がある場合は、7回の提出となります。）

※上記以降に提出された実績報告は、交付対象外となります。締め切りにはくれぐれもご注意ください。

※ただし、1月分の実績は、2月分と合わせて3月7日までに報告してください。

※取扱実績がない場合は提出は不要です。

※様式等は、下記ホームページからダウンロードしてください。

ダウンロードHP：https://joetsukankonavi.jp/tomatoku_description/

○期間に関わらず、割当金額分の販売が終了した場合は、その時点で実績報告書を提出してください。

○キャンペーン実施期間中に、参画事業者の都合で割引を終了したい場合は、一旦事務局へその旨を相談のうえ、実績報告書を提出してください。

(2) 事務局からの支払い

参画事業者から提出された実績報告は、到着後内容を審査した上、適正な内容であると確認した日から2週間以内に、参画事業者が指定する口座に実績相当分の割当金を振り込みます。

※原則として届け出た口座は変更できません。

(3) 必要書類

下記の書類を原則、データでメールにて送信で提出してください。

○様式第3号「実績報告書 兼 請求書」

※押印したものをPDFに変換して提出してください。また、押印した原本は必ず保管し、事務局等の求めに応じて常時提出できるよう適切に管理してください。

○様式第4号「実績内訳シート」

※実績内訳シートは原則、エクセル形式で管理するとともに、提出もエクセル形式でお願いします。

※各回ごとの内訳シートを使用し、事務局まで提出してください。

※当キャンペーンの利用実態を分析するため、お客様の居住地等も漏れなく記載をお願いします。収集する個人情報、個人が特定されないよう加工処理をして活用します。

★様式第4号「実績内訳シート」 入力要領

様式第4号(実績内訳シート)

[第1回報告用]令和4年1月～2月分 「(仮称)上越市宿泊キャンペーン」 実績内訳シート

以下のとおり、宿泊者の変換がありました。

※注意事項※ ←記入前にクリックし、内容をご確認ください。

注意事項を常時表示させたい場合は、上の「※注意事項※」の文字を右クリックし、「コメントの表示/非表示」を選択してください。

割当金:	割引分合計:
¥500,000	¥0

宿泊施設名:

事業者登録No:

↓↓↓↓↓↓自動計算式のため、入力しないでください↓↓↓↓↓↓																
No	A列 チェック イン日 (宿泊日)	B列 チェック アウト日	C列 お客様 代表者名	D列 お客様代表者 の居住地	E列 D列が新潟県 の場合の市町 村名	F列 国または県が 実施する キャンペーン上の 併用	G列 併用した場合、 お客様に選した 地域クーポン券の 合計金額	H列 宿泊 日数	I列 宿泊 人数	J列 お1人1泊 直の割引減 宿泊代金 (税込円)	K列 対象料適用 (割引対象額)	L列 お1人1泊 割引金額 (税込円)	M列 お1人1泊 割引後の宿泊 代金(税込 円)	N列 1項最大引 割引金額の 合計(税込 円)	O列 1項最大引 割引後の 宿泊代金合計 (税込円)	P列 備考
例	2022/1/30	2022/1/31	上野 太郎	新潟県	上越市	県	3,000	1	3	14,500	10,000	5,000	3,500	15,000	28,500	
例	2022/1/1	2022/1/2	高橋 達雄	群馬県				1	2	11,000	10,000	5,000	6,000	10,000	12,000	
例	2022/1/1	2022/1/2	高橋 達雄	群馬県				1	2	5,800	5,800	2,700	2,800	5,400	5,800	
例	2022/1/2	2022/1/3	信濃 花子	長野県				1	2	2,380	割引対象外	0	0	0	0	(割引対象外の例)
例	2022/1/3	2022/1/4	春日 景輝	新潟県	上越市	県	2,000	1	1	3,200	3,200	1,600	1,600	1,600	1,600	(割引対象外の例)
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																

1 ページ

- 月毎に実績内訳シートが分かれています。それぞれ進捗管理をしてください。
- 入力方法は、次ページの入力要領とエクセルシートにある「記入例」を参照してください。
- チェックイン日順に、1 予約ごとに入力してください。
- 1 予約の中で、宿泊代金やクーポン券の金額が異なる場合は、行を分けて入力してください。
- 連泊で日毎に宿泊金額、クーポン券の金額が異なる場合は、行を分けて入力してください。
- 割当金の欄を選択すると、右下に▼（プルダウン）が表示されます。該当する割当金を選択してください。
- 実績報告2回目以降の割当金の欄は、割当金の残額が表示されます。
- セルが足りない場合は、行を挿入して増やして記入してください。行の増やし方は、別シートの「行の追加手順」を参照してください。
- 【重要】 K列～O列のオレンジ色網掛け部分は、自動計算式が入力してありますので、直接数字を打ち込まないでください。
- 【重要】 参画事業者は、当キャンペーン事業に係る経理について、宿泊者名簿等の帳簿及び証拠書類を備え、他の経費と明確に区別して整理し、当該帳簿及び証拠書類を当キャンペーン事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。また、事務局等の求めに応じて常時提出できるよう適切に管理してください。

	項目名	入力	要領
A列	チェックイン日 (宿泊日)	必須	・お客様がチェックイン(宿泊)した日を入力してください。
B列	チェックアウト日	必須	・お客様がチェックアウトした日を入力してください。
C列	お客様代表者名	任意	・事務局への提出の際には任意ですが、管理用にご活用ください。
D列	お客様代表者の 居住地	必須	・お客様の代表者の方の居住都道府県を入力してください。
E列	D列が新潟県の 場合は市町村名	必須	・D列が新潟県だった場合、市町村名を入力してください。
F列	国または県が実施するキャンペーンとの併用	併用する場合のみ 必須	・国または県のキャンペーンと併用している場合、「国」もしくは「県」と記入してください。
G列	併用した場合、お客様に渡した地域クーポン券の合計金額	併用する場合のみ 必須	・国・県のキャンペーンと併用している場合、お客様に渡した地域クーポンの合計金額を入力してください。 ・お客様の総支払額よりクーポン金額が多くなる場合は併用できませんので、ご注意ください。(その場合はセルが黄色くなります。)
H列	宿泊日数	必須	・お客様の宿泊日数を入力してください。 ・同一グループ内で宿泊日数が異なる場合は、次の行に入力してください。(記入例参照)
I列	宿泊人数	必須	・お客様の宿泊人数を入力してください。 ・同一グループで宿泊人数が異なる場合は、次の行に入力してください。(記入例参照)
J列	お1人1泊市の割引前宿泊代金(税込)	必須	・1人1泊あたりの割引前の宿泊代金(税込)を入力してください。 ※GoTo等の国や県のキャンペーンと併用する場合は、国・県割引後の宿泊代金をこの欄に記載してください。 ・同一グループ内で宿泊料金が異なる場合は、次の行に入力してください。(記入例参照)
K列	対象判定用	自動計算式のため、 入力しないでください。	・J列の金額が割引対象額かどうかを判定します。3,000円未満の場合は、「割引対象外」と表示され、キャンペーン対象外となります。 (その場合セルが黄色くなります)
L列	お1人1泊割引金額(税込)		・お1人1泊あたりの割引金額(税込)(100円未満切捨)が自動計算されます。
M列	お1人1泊割引後の宿泊代金(税込)		・お1人1泊あたりの割引後の宿泊代金(税込)が自動計算されます。 (計算式:J列-L列) ≡お客様1人1泊あたりの支払代金
N列	1組あたりの割引金額の合計(税込)		・1組あたりの割引金額の合計(税込)が自動計算されます。 (計算式:H列×I列×L列)
O列	1組あたりの割引後の宿泊代金合計(税込)		・1組あたりの割引後の宿泊代金合計(税込)が自動計算されます。 (計算式:H列×I列×M列) ≡お客様の総支払代金
P列	備考	任意	特記事項があれば、入力してください。

(4) 事業完了

○最終実績報告書の提出したのち、事務局から最終の支払い手続きが完了した時点で、様式第5号「事業完了通知書」を送付します。

(5) 登録申請、実績報告等の手続き代行

○実績報告は原則データでの提出としますが、困難な場合は紙面による提出も受け付けますので、事務局までご相談ください。

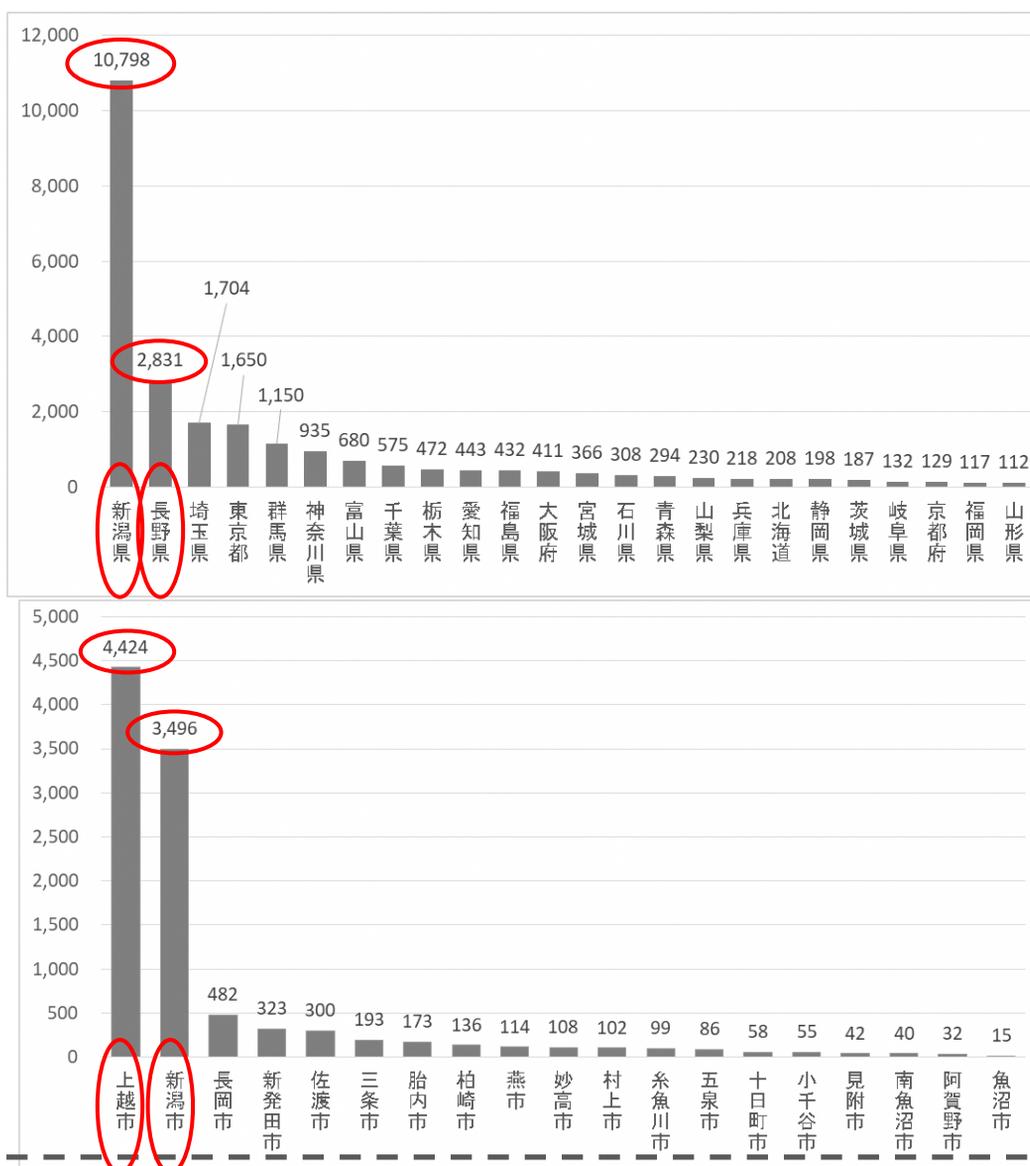
※ただし、データ入力の事務手数料として、5,000円を請求する場合があります。

5 当キャンペーンの周知

- 当キャンペーンは専用ホームページを作成し、参画宿泊事業者を紹介します。
- 令和2年度に実施した宿泊キャンペーンの宿泊利用実績に基づき、県内、隣接県および主に首都圏に対して、新聞、雑誌、インターネット広告等によりプロモーションを実施します。

【参考:令和2年度の実績】

- 令和2年度の「上越市宿泊事業者応援緊急対策事業補助金」の実績報告をもとに、キャンペーン期間中(R2. 6月~R3. 3)の「宿泊者の出発地」及び「宿泊人泊」を集計。
- 出発地では島根県、徳島県、愛媛県、長崎県を除く43都道府県からの来訪があった。
- 都道府県別の上位5位は、**新潟県10,798人泊**、**長野県2,831人泊**、**埼玉県1,704人泊**、**東京都1,650人泊**、**群馬県1,150人泊**であり、**全体の約41%が新潟県内からの来訪**であった。
- さらに新潟県内市町村別の上位3位は、**上越市4,424人泊**、**新潟市3,496人泊**、**長岡市482人泊**であり、新潟県民のうち、**約41%が上越市**、**約32%が新潟市**の利用であった。



6 留意事項

○参画事業者は、当キャンペーンにおける申請書類及び当事業で使用した帳簿及び証拠書類を整備し、事務局及び国の監査機関等の求めに応じて常時提出できるよう適切に管理してください。

○当キャンペーンの対象宿泊プランの販売にあたっては、その対象プランであることを明示してください。

○OTA（インターネット宿泊予約サイト等）を通じた販売を希望する場合は、施設ごとに契約するOTAと個別に協議をお願いします。

※特に当事業を活用した割引宿泊プランを各OTAに掲載できるか等

○OTAで販売している宿泊プランに関して、国や県が実施する宿泊キャンペーンとの併用する場合に、OTA各社のシステムの関係上、当マニュアルP6に記載する併用の順番が出来ない場合がありますので、ご注意ください。

○OTA以外の旅行会社を通じた販売を希望する場合は、販売の可否について旅行会社と個別に協議をお願いします。その際は、各旅行会社と取扱手数料や精算関係など十分に協議し、双方合意のうえをお願いします。

※民間事業者同士の個別契約になるため、旅行会社との仲介等に際し、事務局では対応できかねますので予めご了承ください。

※なお、上越市、妙高市、糸魚川市の3市に店舗を有する旅行会社にのみ、事務局から「上越市の宿泊キャンペーンの割引プランの取扱いについて」という文書と、取扱いマニュアルを送付していますので、取引のある旅行会社があればご相談ください。

○当キャンペーンの対象になる割引前金額は下図のとおりです。特に併用する場合はご注意ください。

※GoToトラベル及び県民割は、令和3年12月16日現在の内容のため、今後変更となる可能性があります。

併用パターン	割引対象金額
上越市宿泊割引キャンペーンのみ	税込3,000円以上
新潟県県民割と併用	税込7,700円以上
Go Toトラベルと併用	平日 税込8,429円以上 祝日 税込4,286円以上